

「放置艇対策の基本方針（案）」に対する県民意見等の募集結果について

令和3年11月22日から令和4年1月10日までの間、「放置艇対策の基本方針（案）」について、港湾課ホームページを活用し、意見募集（パブリックコメント）を実施したところ、次の15件（4名）が寄せられました。

これらのご意見等に対する推進会議の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と推進会議の考え方>

番号	ご意見等	推進会議の考え方
1	8 ページ：民間マリーナへの誘導 現在の民間マリーナの施設で5トン以上の小型船の保管能力が十分確保できるのか？	令和4年度に実施する実態調査で現状の把握に努め、具体的な収容計画を検討してまいります。
2	10 ページ： 車庫証明的な法制度は全国的な小型船の保管の義務が出来ていかなければ難しいのではないか？	保管場所の届出制度は、放置艇対策を進める上で有効な手段の一つと考えており、国に対して制度化を要望していくことにしております。
3	小型船の所有者は売買等によって、よく変わるので、販売時や名義変更時（JCI）に把握していく必要があります。 また、売買しても所有者を変更しなかったり、係留場所に小型船を置いたまま所有者がいなくなったりするので、かなり細かく保管艇を管理していくシステムが必要だと思います。	ご意見を参考にしながら、今後、所有者情報を把握管理する最適な方法を検討してまいります。

4	<p>余裕水域、遊休地、死水域の有効活用について</p> <p>有効活用については大いに賛成しますが、その場合利用者は抽選とするべき。なぜなら現状利用者をそのまま継続して使用させてしまうと、既得権を行政が認めた事となり、他の放置艇所有者との間で不公平感が生まれてしまうからである。たまたま船溜まりに係留していた人はそのまま利用できて、河川敷に係留していた人はマリーナに移動をしなくてはならない等。（船溜まり利用は無料で、マリーナは有料）</p> <p>違法係留は両者同じなのだから、公平を期する為にも該当者全員での抽選とするべきだと思います。</p>	<p>ご意見を参考にしながら、今後、具体的な選定方法を検討してまいります。</p>
5	<p>日本マリン事業協会中国支部も岡山県プレジャーボート対策推進会議に参加させてほしい。</p>	<p>推進会議は、行政の機関で組織することとしておりますので、参加はできませんが、適宜、情報提供や意見交換等させていただきたいと考えております。</p>
6	<p>放置艇5200隻を収容する水域許可予定の規模は何隻くらいですか。</p>	<p>平成30年度に実施した実態調査の結果に基づいて、いまのところ、おおむね1200隻を見込んでおります。</p>

7	<p>管理上支障のない既存水域等を活用し、放置艇に加え、新規需要の受け入れを適切な価格で係留許可してほしい。</p>	<p>令和4年度に実施する実態調査の結果を踏まえ、新規の受け入れなども含め、具体的な収容計画を検討してまいります。</p> <p>なお、価格については、直ちに見直す予定はございませんが、社会情勢の変化等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
8	<p>既存の小型船舶係留施設の船幅の規格が過去の船舶に合わせたもので、現在製造されている船の幅より狭く規格サイズを実態に合わせて見直していただきたい。サイズを見直すことで放置艇の受け入れ、新規・中古需要の受け皿になります。</p>	<p>ご意見を参考にしながら、受入可能サイズを含めた収容計画を検討してまいります。</p>
9	<p>岡山県はマリンレジャーに適した水域のため、保管能力の向上と規制の両輪で進めていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、収容能力の向上と規制の強化を両輪として、対策を進めてまいります。</p>
10	<p>利用ユーザーに分かりやすい情報提供をお願いしたい。</p>	<p>ホームページへの掲載や、リーフレットの配布などで、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>

<p>1 1</p>	<p>P 6 収容能力の向上</p> <p>放置艇対策を行うためにまずは係留施設の確保が必要です。</p> <p>他県では、放置艇を収容することが出来る大型係留施設を作り、係留場所の受け皿を用意する事で放置艇対策へ取り組んでいます。</p> <p>また、放置艇対策と合わせて、新規で船の購入を希望している方が係留施設不足により購入に至らないという問題の解消が必要です。</p> <p>令和2年及び3年度の船舶免許取得者は前年対比180%増加しています。</p> <p>免許取得者に比例してボート購入希望者(新艇、中古艇を含む)も年間100程度の割合増加しており、今後10年で1000隻規模の需要が見込まれます。</p>	<p>ご意見のとおり、放置艇対策には、収容能力の向上が必要と認識しており、簡易型係留設備の整備などで早期に必要な係留箇所を確保することで対応いたします。</p>
<p>1 2</p>	<p>P 1 3 必要予算の要求等</p> <p>P 1 2 関係事業者等との協力体制の構築</p> <p>これらの船を収容できる大型係留施設の新設を行わなければ放置艇問題は解消しません。</p> <p>民間のボート販売業者も係留施設新設には協力を行いますので、援助金を集め係留施設を作り、これらのボート販売業者が管理、運営できるような形態をとっていければと考えております。</p>	<p>収容能力の向上のため、民間マリーナによる水域占用の許可要件の緩和などを想定しており、民間事業者とも協議・調整してまいります。</p>

1 3	<p>岡山県の係留施設、P B S 及びボートパーク等の利用料金の見直しを希望します。</p> <p>公共の係留施設は長年にわたり金額の見直しがされていない為、民間のマリーナと利用金額が大幅に異なります。</p> <p>利用料金については他県の係留施設と比較し、相場に合った金額の設定または民間の施設を参考とした価格体系作りを行い、放置艇の受け皿となる係留施設を作ることで民間マリーナから船が流出し民間マリーナ圧迫とならない事を希望します。</p>	<p>係留料金は、施設の設置ならびに維持管理に係る経費などを元に決定しております。今後、直ちに見直す予定はございませんが、社会情勢の変化等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
1 4	<p>P 7 余裕水域、遊休地、死水域の有効活用</p> <p>余裕水域、遊休地、死水域、船だまりなどに係留している船舶は所有者の把握を行い、利用料金を取るべきです。</p>	<p>今後、放置艇実態の調査と所有者の把握を行い、所有者への啓発広報に努めるとともに、計画的に対策を進め、許可艇とした後に料金を徴収してまいります。</p>
1 5	<p>P 9 適正な保管場所確保の義務化</p> <p>平成14年度以前の小型船舶登録制度以前に購入された検査を受けていない船は所有者を特定し処分を促す必要があります。</p> <p>所有者の特定できない船に関しては今後も残り続けることが予想されますので、県の政策にて処分していただく事を希望します。</p>	<p>不要になった船舶の処分は所有者で行うのが原則であり、所有者の特定に努め、所有者による処分を指導していくこととしております。</p>